令和8年度　不祥事防止に関する年間研修計画

三原市立第四中学校

1　日常的な取組み

（1）広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」や新聞記事が出たときは、資料を配布して研修をする。

（2）教職員の不祥事や服務に関わる報道があったときは、資料をもとに研修をする。

2　年間研修計画

月	期　日	内　　容	活用資料等	担当
4	4月　1日（水）	○服務規律確保に向けての確認 ※非常勤講師（別日程）	・諸規程 ・「教職員の不祥事根絶」等	教頭 管理職
5	5月13日（水）	○会計の適正管理 ※非常勤講師（別日程）	・諸費会計規定等 ・「広島県教育資料」等	長沼 管理職
6	6月10日（水）	○個人情報管理 ※非常勤講師（別日程）	・「教職員の不祥事根絶」等 ・広島県教育資料	山根（教務） 管理職
7	7月　8日（水）	○交通違反① （速度超過・一時停止、事故対応等） ○夏季休業中の服務について	・自作資料	大木 教頭
8	8月　6 日（木）	○人権教育	・三原市人権教育研修資料	瀧口
9	9月　9日（水）	○セルフコントロール	・自作資料	大林
10	10 月　7日（水）	○体罰未然防止	・「教職員の不祥事根絶」等	濱（生徒）
11	11 月11日（水）	○著作権	・自作資料	岡本
12	12 月　9日（水）	○交通違反② （飲酒運転防止等） ○冬季休業中の服務について	・「教職員の不祥事根絶」等 ・飲酒運転防止	村上 教頭
1	1月　7日（木）	○セクシュアルハラスメントと （生徒に対して）不適切な SNS	・自作資料	平松
2	2月 10日（水）	○電話・接遇対応マナー	・自作資料	小原
3	3月10日（水）	○年度の反省 （自己診断・自己評価等）	・県教委の資料等 ・不祥事防止のチェックリスト	教頭